

「移動式クレーン運転士に対する安全衛生教育」講習会のご案内

一般社団法人 日本クレーン協会茨城支部

移動式クレーン運転の業務に就いている者(危険・有害業務従事者)については、「移動式クレーン運転士」免許取得後5年ごとに安全衛生教育を実施するようにと、労働安全衛生法第60条の2第2項による指針公示に定められています。

当協会では上記の法令に基づいて、厚生労働省が定めた「危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」の公示に基づき専門講師を迎え、標記の移動式クレーン運転士に対する安全衛生教育講習会を開催いたします。

この機会に貴事業場における移動式クレーン運転士には是非受講させていただき、最近のクレーンの知識及び取扱い等について認識をより一層深め、災害防止に努められるようご案内申し上げます。

記

- 開催日時 2019年 9月 7日(土) 9:00～16:10
- 開催場所 学科講習会場 水戸市城南1-2-10 水戸城南ビル 2F-A
- 受講対象者 移動式クレーン運転士免許取得後5年を経過された方及び移動式クレーン等の運転に従事している方で受講を希望される方 (小型移動式クレーン運転者も可能です)
- 定員 30名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

- 受講料 **14,000円 (テキスト代込・税込)**
* 茨城支部会員の方はテキスト代が割引になります

6. 研修科目

科 目	時 間
最近の移動式クレーンの動向と安全装置	9:00～11:05
移動式クレーンの取扱いと保守管理	11:10～14:30
(昼 食)	(12:00～12:45)
災害事例及び関係法令	14:35～16:10

- 申込先 〒 310-0803 水戸市城南1-2-10 水戸城南ビル 5F-A
一般社団法人 日本クレーン協会茨城支部 Tel:029-306-9991 Fax:029-306-9992

- 申込方法 ・ 受講申込書に記入及び写真貼付をし、上記申込先まで郵送して下さい
受講料につきましては下記振込先までお願いします
(申込後、3日以内のお振込みをお願いします。又、お振込控えを領収書代わりとさせていただきます。)

振込先 あて名	常陽銀行下市支店 普通預金 No.1387144 シャ)ニホンクレーンキョウカイイバラキシブ (振込手数料は貴社負担でお願いします。)
------------	---

- 講習申し込みの注意事項について
 - ① 申込み後の取消については受講料等の返金は致しませんので、日程等をよくご確認の上お申し込みください
 - ② 必要書類を受講申込書に貼付けして下さい
 1. 移動式クレーン免許証等の写し
 2. 写真1枚:縦3cm×横2.5cm正面(胸より上)・脱帽・無背景・6ヶ月以内撮影

- 修了証等 全科目修了者には一般社団法人 日本クレーン協会茨城支部 発行の「移動式クレーン運転士安全衛生教育修了証」及びクレーン安全協議会発行の「移動式クレーン運転士安全衛生教育受講済証」を交付します

- その他
 - ① 受講申込書、受講料入金確認後、受講票等をお渡します
 - ② テキストは、講習会当日お渡しいたします
 - ③ 受講人数が、5人に満たない場合、講習会を中止することがあります
 - ④ 開催当日 緊急連絡先:080-2262-5800又は090-1407-5131

裏面へ

「 移動式クレーン運転士安全衛生教育 」 受講申込書

受講日：2019年 9月 7日(土)

事業場名 (会社名等)			
所在地	〒		
担当者名		TEL	FAX

写真貼付
縦3cm×横2.5cm
正面(胸より上)
・脱帽・無背景
・6ヶ月以内撮影
(顔のみ、不鮮明な
写真・コピーは不可)

受講番号	※		
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
現住所	〒		TEL
*移動式クレーン 運転免許証 *小型移動式クレーン 運転技能講習修了証	交付労働局等		
	免許証番号等		
	交付年月日	昭和・平成	年 月 日

*クレーン免許証または修了証の写しを添付して下さい。

上記のとおり申し込みます

平成 年 月 日

一般社団法人 日本クレーン協会茨城支部 殿

受講者氏名

印